

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年6月15日学長裁定)

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則

旭川医科大学旅費細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(旅行命令等の通知)</p> <p>第7条 旅行命令権者は、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発し、又は変更した場合には、できるだけ速やかに当該旅行命令簿等を経理責任者に提示しなければならない。</p> <p>2 旅費規程第5条第6項に規定する旅行命令簿等の様式は、第1号様式とする。</p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p> <p>第8条 旅行者が、旅費規程第6条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、原則として、発令の日の翌日までに旅行命令簿等に記載しなければならない。</p> <p>3 旅行命令権者は、前項の場合において旅行命令簿等に記載しないうちに、旅行命令等を変更した場合には、その変更した旅行命令等に基づいて旅行命令簿等に記載すれば足り、変更前の旅行命令</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(旅行命令等の通知)</p> <p>第7条 旅行命令権者は、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発し、又は変更した場合には、できるだけ速やかに当該旅行命令簿等を経理責任者に提示しなければならない。</p> <p>2 旅費規程第5条第6項に規定する旅行命令簿等の様式は、第1号様式とする。</p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p> <p>第8条 旅行者が、旅費規程第6条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。</p> <p>2 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、原則として、発令の日の翌日までに旅行命令簿等に記載しなければならない。</p> <p>3 旅行命令権者は、前項の場合において旅行命令簿等に記載しないうちに、旅行命令等を変更した場合には、その変更した旅行命令等に基づいて旅行命令簿等に記載すれば足り、変更前の旅行命令</p>

等は、旅行命令簿等に記載しないことができるものとする。

4 旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者に提示することができない場合には、その通知をもって提示にかえることができるものとする。

5 旅行命令権者は、旅行命令等を当該旅行者に提示した後において、旅行命令等を取り消した場合には、旅行命令簿等に記載した旅行命令等を抹消して、その旨旅行者に通知するものとする。

(略)

(旅費の請求書等)

第10条 旅費規程第14条第1項に規定する旅費を支給するために必要な書類は、別表第1に掲げる書類とする。

(削除)

(略)

#### 附 則

この細則は、令和3年6月15日から施行する。

別表第1 (第10条第1項関係)

旅費を支給するために必要な書類

1 旅費規程第16条第1項第4号に規定する寝台料金	業務上の必要を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
(略)	(略)

第1号様式 (第7条第2項関係)

(削除)

等は、旅行命令簿等に記載しないことができるものとする。

4 旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者に提示することができない場合には、その通知をもって提示にかえることができるものとする。

5 旅行命令権者は、旅行命令等を当該旅行者に提示した後において、旅行命令等を取り消した場合には、旅行命令簿等に記載した旅行命令等を抹消して、その旨旅行者に通知するものとする。

(略)

(旅費の請求書等)

第10条 旅費規程第14条第1項に規定する旅費請求書の様式は、第2号様式とする。

2 旅費規程第14条第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、別表第1に掲げる書類とする。

(略)

別表第1 (第10条第2項関係)

旅費請求書に添付すべき書類

1 旅費規程第16条第1項第4号に規定する寝台料金	業務上の必要を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
(略)	(略)

第1号様式 (第7条第2項関係)

第2号様式 (第10条第1項関係)

**【改正理由】**

現行の運用に合わせて内容を整備するため、所要の改正を行うものである。